

本書の利用法

本書は法律改正についての解説書ですので、まず、法改正に慣れていない読者のために法令の改正手続きと関連する注意事項について説明します。

法令の改正のやり方には、「全部改正」と「一部改正」とがあります。

「全部改正」は、ある法令の内容を全面的に改めようというもので、すべての条文を一掃してから新しい条文を作ります。したがって、出来上がった「全部改正案」は普通の読み下し文になっており、我々一般人にも比較的容易に理解できるものです。

これに対して、「一部改正」というのは、ある法令の内容の一部分だけを改正し、残りの条文を残そうとするものです。この場合、出来上がった「一部改正案」は、『第○条を次のように改める』とか、『第○条中「何々」を「何々」に改め、「何々」の下に「何々」を加え、「何々」を削る』というような、一読しただけではその意味が読み取りにくいものとなります。また、改正箇所を浮き彫りにするために改正されない条項の部分はすべて省略してしまうため、全文の見通しが悪く、一般の読者にはわかりにくく理解しづらい文書です。

この「一部改正案」が国会で審議された後、「一部改正法」として可決・成立し、公布(官報に掲載)されることとなります。公布された「一部改正法」はまだ理解しづらい文書のままですが、施行とともに既存法令の該当条項が「一部改正法」で指定されたとおりに改められ、追加され、削除され、その中に溶け込んで新法令の条文となるわけです。

「一部改正」の立法形式は、我が国の場合、原則として、すべてこのようないわゆる「とけこみ」方式によることになっています。

法令の改正のやり方にはもう1つのパターンがあります。ある法令の改正のなかで、別の法令を改正するというやり方です。今回の温対法と省エネ法の改正の例に即して説明すると次の通りになります。

まず「温対法の一部改正案」は、衆議院での修正(第3条)を経て可決成立し、平成25年5月24日 **法律第18号**として公布されました。

一方、「省エネ法の一部改正案」は、衆参両院とも全会一致で可決成立し、平成25年5月31日 **法律第25号**として公布されました。このとき、「省エネ法の一部改正案」の条文のうち附則第10条第三号の規定によって、5月24日に公布された温対法の条文を改めるこ

とになります。すなわち、温対法の条文に出てくる省エネ法の名称を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」へ改めることになるわけです。

この場合、改正される法令の法令番号、公布日付は、改正する側の法令(省エネ法)の法令番号、公布日付が引き継がれるため、「改正された温対法」は平成25年5月24日**法律第18号**ではなく、平成25年5月31日**法律第25号**となりますので注意が必要です。このあたりの事情については附則で確認することができます。

このようなことは結構頻繁に起きますので、ある法令を特定する場合には、必ず、その法令の制定時の法令番号、公布日付で参照しなければなりません。いわば、個人を特定するときに、現住所ではなく、本籍地を用いて特定するようなものです。

今般の「**省エネ法**」、「**温対法**」の改正はいずれも「一部改正」ですので、編集者の責任においてすべて「とけこみ版」として、読者の理解の便宜を図りました。本書を「速報版」とした意味と第1の狙いはここにあります。

第Ⅰ編の2. (改正省エネ法・現行法-対照条文)、第Ⅱ編の2. (改正温対法・現行法-対照条文)が本書の速報版としての主眼になります。改正された箇所、改正前後の対応部分を赤字で表記し下線を引いて、改正内容が明瞭にわかるようにしました。

とくに、省エネ法については、**第Ⅰ編の1. (3)改正「省エネ法」・現行法 対照条文の要点**を別資料として取り出し、新しく定義された用語や頻繁に出現する用語を楕円で要所書き出して文書の繰り返しパターンの存在を分かり易くしました。また、編集者注として、2点鎖線の赤枠で、コメントや解説を併記しました。

また、省エネ法は法律の改正直前にたまたま施行令と重要な告示が改正されたという特別な事情があります。本書では、これらと法律の改正とを区別して理解していただくために、**第Ⅰ編の3. (現行省エネ法・令・則-相互対照条文)**を掲載し、合わせて**資料①～③**として、告示:特定機器の追加、告示:住宅・建築物の告示等の改正の概要等、いわば改正前の現行省エネ法の姿が理解できるように便宜を図っておりますのでご活用ください。